

事 務 連 絡
平成28年4月19日

都道府県・各国立大学法人等
高等学校等就学支援金担当者 殿

文部科学省初等中等教育局
財務課 高校修学支援室

熊本地震により被災した生徒等に関する高等学校等就学支援金の取扱いについて

このたび、平成28年4月18日付けで平成28年（2016年）熊本地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について、文部科学省初等中等教育局長より通知したところです（参考資料）。その中で、高等学校等就学支援金については、申請期間を延長するなど被災者に配慮した柔軟な対応をお願いしているところですが、高等学校等就学支援金に関する具体的な取扱いについて別紙のとおり作成しましたので、お送りします。

各都道府県・各国立大学法人等におかれましては、本取扱いも参考に、引き続き関係法令の趣旨、高等学校等就学支援金事務処理要領を踏まえた取扱いをお願いします。

また、各都道府県内の支給対象高等学校等及び各国立大学法人附属の高等学校等に対し、本事務連絡について十分御周知いただくとともに、必要な支援をお願いします。

今回送付いたします取扱い以外でも、被災した高等学校等の生徒に係る就学支援金の取扱いについて、ご不明な点、疑問点などございましたら、下記の本件連絡先までご連絡下さい。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局
財務課 高校修学支援室
越、藤田、大森、武田

(電話) 03-6734-3578

(FAX) 03-6734-3177

(E-mail) shuugaku@mext.go.jp

被災した生徒等に関する高等学校等就学支援金に関する取扱い

○ 申請期限に間に合わない場合

被災した生徒からの就学支援金の申請については、各都道府県で設定する申請期間を延長するなど、柔軟に対応をお願いします。また、就学支援金は原則、申請のあった月からの支給となりますが（事務処理要領第3章2（2）留意事項タ、11頁）、申請が5月以降となる場合についても、以下を参考に柔軟な対応をお願いします。

被災により市町村が課税証明書等（納税通知書、生活保護受給証明書等を含む。）を発行できないなど、保護者等の課税証明書等の取得の遅れによって、申請書の提出期限に間に合わない場合には、申請書のみを先に提出させ、課税証明書等は後に補填することにより対応する（申請日は申請書等の提出日とする）ことが可能です。（事務処理要領第3章2（2）留意事項タ、11頁）

また、被災により申請そのものに時間を要し、4月中の申請ができないような場合には、法6条3項に規定する、「やむを得ない理由」により申請することができなかった場合として対応することが考えられます。

「やむを得ない理由」により受給資格認定申請を行うことができない場合、申請が可能となってから15日以内に申請すれば、被災した日に遡及して認定をすることができるため、被災した生徒の状況に応じた柔軟な対応をお願いします。（事務処理要領第1章3（10）、4頁）

なお、「やむを得ない理由」に該当すると判断されれば、罹災証明書の提出は必ず必要とされるものではありません。

○ 保護者等が亡くなった場合

保護者等の変更について届出が必要となりますが、その際、生徒の心情への配慮や、個別の事情に応じて、生徒の意思を確認した上で、学校が生徒の代わりに作成・提出していただくことは可能です。保護者等の変更の届出により、就学支援金の支給額が増額される場合は、収入状況届出書等の提出があった日の属する月の翌月分から（提出があった日が月の初日である場合は当該月分から）支給額が変更されます。（事務処理要領第3章2（3）留意事項ス、14頁）

○ 授業料の徴収における配慮について

従前より、通信制や私立高校の一部では授業料を徴収した後に就学支援金を還付する方式を採用するケースがみられます。原則、就学支援金は受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものであることを踏まえ、被災により授業料を負担することが困難な者に対しては、その徴収を就学支援金が支給されるまでの間、猶予するなど、被災した生徒・保護者等の負担に十分に配慮するよう各学校に対して周知をお願いします。

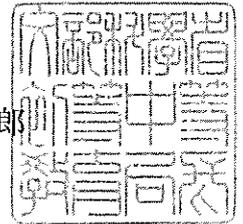
○ 生徒の心情への配慮について

平成27年度より高等学校等就学支援金の申請書において、保護者等の収入の状況欄をチェックボックス方式とするなどと併せて、生徒のプライバシー等への配慮をお願いしてきたところです。被災した生徒の申請事務手続きにおいても、生徒の心情への配慮をお願いします。

28文科初第163号
平成28年4月18日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
小松 親次 郎



(印影印刷)

平成28年(2016年)熊本地震における被災地域の児童生徒等の
就学機会の確保等について(通知)

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、平成28年(2016年)熊本地震に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いします。また、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては公立学校における下記の取扱いの趣旨について十分御留意いただくとともに、所轄の学校に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いします。

記

1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて

被災した児童生徒等から域内の公立学校への受入れの希望があった場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること。

なお、高等学校等については、収容定員を超えた受入れについても、特段の配慮をすること。また、来年度入学者選抜の実施に当たっても必要な配慮をすること。

2. 義務教育段階における教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常の場合と同様に、平成28年度用教科書を無償給与すること。

なお、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、この場合には教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができるものとする。

3. 公立幼稚園，高等学校及び特別支援学校等における入学料等の取扱いについて

公立幼稚園，高等学校及び特別支援学校等において，今回の地震により，児童生徒等の学資を負担している者が災害を受け，授業料（保育料），入学料（入園料），受講料，寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては，各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて，配慮すること。

4. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては，その認定及び学用品費，学校給食費等の支給について，通常の手続きによることが困難と認められる場合においても，可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

5. 高校生等への修学支援について

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については，被災した生徒の状況に応じ，申請期間を延長するなど被災者に配慮した柔軟な対応を行うこと。

また，被災により奨学金を必要とする高校生等に対しては，可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

更に，卒業年次の高校生等については，日本学生支援機構の奨学金等，大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。

6. 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては，当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては，弾力的に対処し，その進級，進学等に不利益が生じないように配慮すること。

7. 補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては，当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって，学習に著しい遅れが生じるような場合には，可能な限り，補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮すること。

8. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や，心のケアを含む健康相談を行うなどして，児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

また，被災地域の学校が再開されたときにも，同様の対応がとられるよう配慮す

るとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

【本件連絡先（とりまとめ）】
文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課企画係
（電話）03-6734-2589
（FAX）03-6734-3731